

ISO 22262-2 改訂に伴う主な変更点について

2026年3月31日

文責:ISO/TC146/SC3/WG1 日本代表
株式会社 EFA ラボラトリーズ 小沢 絢子

ISO 22262 規格群は、固体試料中におけるアスベストの含有の有無、およびその含有量を測定するための分析手法を規定する国際規格です。そのうち定量分析法を定める ISO 22262-2 は、2014年9月の制定以来運用されてきましたが、2026年1月に最新の改訂版が発行されました。

以下に、2014年版からの主な変更点および技術的な更新事項をまとめます。

1. 主な変更点

- **分析手法の拡充(鉱物粉末試料)** タルク等の鉱物粉末試料の分析において、従来の重量百分率(g/g)に加えて、新たに繊維数濃度(繊維数/g)を算出するための分析法が導入されました。これに伴い、附属書においても、該当する報告書および記録様式が追加されています。
- **低濃度試料における繊維計測法の採用** 極低濃度の試料を偏光顕微鏡で定量する際、従来の「ポイントカウント法」に加え、「**繊維計測法**」(繊維の寸法を計測することで重量を算出する手法)の適用が可能となりました。これは、低濃度試料においてポイントカウント法を用いると、統計的に有意な数のアスベストを計数するのに多大な時間を要するという課題を解決するための措置です。なお、本手法を用いる場合は、電子顕微鏡分析と同様に、既知量の懸濁液をろ過したフィルタを使用することが規定されています。
- **構成および名称の変更** 項目の名称が「タルク中のアスベストの定量」から「タルクその他の鉱物粉末中のアスベストの定量」へと変更されました。これに伴い、当該項目と「バーミキュライト中のアスベストの定量」の掲載順序が入れ替わっています。

2. その他の変更点

- **分散剤の推奨事項** 水への分散が困難な疎水性試料について、界面活性剤である「スルホコハク酸ジエチルヘキシルナトリウム」の使用が推奨事項として明記されました。
- **使用フィルタの選択肢拡大** 走査電子顕微鏡(SEM)分析において、従来はMCEフィルタの使用に限定されていましたが、今回の改訂により、**金コーティングを施したポリカーボネートフィルタ**の使用が新たに認められました。
- **電子顕微鏡による定量手順の明確化** SEM および透過電子顕微鏡(TEM)を用いた繊維計測による定量手順において、低倍率スキャン時に「単一の巨大な繊維または繊維束のみが検出された場合」や「繊維が全く検出されなかった場合」の取り扱いについて、詳細な記述が追加されました。